

令和元年度 甌島航路フェリー代船事業補助金

評価表

NO.

45

所管部課名	商工観光部 交通貿易課		担当者	佐潟				
事務事業名	甌島航路利用促進事業費							
根拠法令	商工観光部関係補助金等交付要綱、甌島航路フェリー代船事業補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
令和元年度 予算額	3,920 千円	国県支出金 千円	一般財源 3,920 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	貨物輸送実績（個数）		10,200		令和5年度			
成果指標②	貨物輸送実績（トン数）		750		令和5年度			
補助対象者	甌島商船㈱							
補助対象経費	フェリー代船に係る貨物船の借上げ及び運航に係る経費、荷役作業に係る経費、その他事業の実施に当たり必要と認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	甌島航路のフェリーニューこしきは、船舶安全法の規定に基づく船舶検査が義務付けられており、例年2月上旬から2週間程度、ドックに入渠する。フェリーのドック期間は、甌島島民へ日常生活物資等を円滑に輸送し、島民の生活安定及び産業の振興を図るため、貨物船の傭船が必要不可欠となる。貨物船の傭船時は、傭船料及び荷役作業に係る経費が貨物売上を上回り欠損が見込まれることから、甌島商船㈱へ補助金を交付して本事業を実施する。なお、本事業は、甌島島民への生活物資の輸送を行う事業であるが、貨物船の発着場所となるいちき串木野市とも協議が行われ、持株割合（4：1）により両市で負担している。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	予算の範囲内 3,600,000円（平成30年度実績）							
上記項目の積算方法	フェリー代船事業に係る貨物船の傭船料及び荷役作業に係る経費等から貨物売上を差し引いた欠損額について、甌島商船㈱の持株割合に応じて、本市といちき串木野市が4：1の割合で負担する。							
補助を受ける事業（団体）等の決算状況	収入	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
		自己資金	6,527,500	67.7%	5,966,010	64.3%	5,608,740	60.9%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	5,749,500	59.6%	5,140,010	55.4%	4,708,740	51.1%
		寄付金・その他助成	778,000	8.1%	826,000	8.9%	900,000	9.8%
		市補助金	3,112,000	32.3%	3,304,000	35.6%	3,600,000	39.1%
		自己負担	1,023	0.0%	1,427	0.0%	887	0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	9,640,523	100.0%	9,271,437	100.0%	9,209,627	100.0%
	支出	事業費	9,640,523	100.0%	9,271,437	100.0%	9,209,627	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	9,640,523	100.0%	9,271,437	100.0%	9,209,627	100.0%
		支出計/前年度支出計			96.2%		99.3%	
自己資金/前年度自己資金			91.4%		94.0%			
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数	1		1		1			
成果指標の推移①	9,098		10,487		8,467			
成果指標の推移②	907.325		805.050		744.700			
特記すべき事項等	【前回評価】現状のまま継続 【費用対効果】高速船甌島の安定的な運航の確保、甌島島民の生活安定、産業振興に寄与している。 【その他】生活物資等の運搬という甌島島民の生活に大きな影響がある事業のため、補助対象となるように国・鹿児島県へ毎年度要望しているが実現していない。しかしながら、甌島島民の生活の安定を図るため今後も事業を継続する必要があると考える。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本事業により、ドック期間中でも甑島島民に生活物資が届けられ、不特定多数の島民の生活の安定化及び産業振興が図られていることから、公益性が認められる。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	甑島への貨物輸送は通常はフェリーで行われているが、毎年、船舶安全法に基づく船舶検査のため、ドックへの入渠が義務づけられており、ドック時は貨物船の傭船が必要となる。甑島への生活物資の安定的な輸送の必要性と運航事業者の経営状況を考慮すると、行政からの支援が必要であると認められる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	本事業により、甑島島民への生活物資の輸送をドック期間中でも安定して行うことができ、適切な効果を生じている。また、島民の生活を守るために必要不可欠な事業であり、甑島島民のニーズに合致している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	本事業は、傭船料及び荷役作業に係る経費が貨物売上を上回り欠損が見込まれるが、航路運航事業者は甑島商船㈱であることから、行政以外の者が行う方が適当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	本事業では、貨物船の傭船料及び荷役作業に係る経費等が貨物売上を上回り、欠損が見込まれるが、島民の生活安定のために行うものであり、補助金交付は最も妥当な政策手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	本事業による欠損額を、本市といちき串木野市が甑島商船㈱の持株割合に応じて補填し、甑島島民の生活安定及び産業の振興を図るための補助であり、妥当性を欠くものではない

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 本事業を実施しなければ、甑島への輸送手段がなくなり、甑島島民の生活安定及び産業の振興を図ることができないことから、現状のまま継続したい。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 国庫補助航路におけるフェリードック時の代船への補助対象船種の拡充について、国・県に要望する。		≪まとめ≫

甌島航路フェリー代船事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工政策部関係補助金等交付要綱（平成22年薩摩川内市告示第138号）第2条の表に掲げる甌島航路フェリー代船事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 甌島航路フェリー代船事業補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が、フェリーニューこしきのドック入渠期間中の日常生活物資等の円滑な輸送に資するものであること。
- (2) 甌島航路フェリー代船事業の収支に欠損が生じていること。
- (3) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 甌島航路フェリー代船事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 甌島航路フェリー代船事業補助金は、次の各号に掲げるものについて交付する。

- (1) 船舶の借上げ及び運航に係る経費
- (2) 荷役作業に係る経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甌島航路フェリー代船輸送事業の実施に当たり必要と認められる経費

(交付の申請)

第5条 甌島航路フェリー代船事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年ドック入渠期間の前日までとする。

(交付の基準)

第6条 甌島航路フェリー代船事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 当該補助事業等の経費が地域公共交通確保維持改善事業費補助金の対象となる場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該申請者に甌島航路フェリー代船事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 甌島航路フェリー代船事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(補助金の返還)

第8条 既に交付決定した甌島航路フェリー代船事業補助金について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該補助事業の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還するものとする。

(1) 交付した年度以降の年度において、第2条の要件を満たさないことが判明した場合

(2) 当該補助事業等の補助事業者が当該事業を実施した事業年度における貸借対照表の繰越利益剰余金に利益が生じている場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、交付した年度以降の年度において、甌島航路フェリー代船事業補助金の交付が適当でないと認められた場合

(効果の測定)

第9条 甌島航路フェリー代船事業補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、代船の輸送量を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第10条 甌島航路フェリー代船事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の航路行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成22年1月27日から施行する。

2 甌島航路フェリー代船事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成23年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成24年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28年12月1日から施行する。